

外国契約者税 | ソフトウェア著作権とソフトウェアを含む機器の輸入

2024年11月

■ 文書

ビズオン税務局は、2024年9月18日付で、外国契約者税に関するオフィシャルレター 25581/CTBDU-TTHTを発行しました。

■ ポイント

ベトナム企業が外国の請負業者からソフトウェア著作権とソフトウェアを含む機器を購入する場合、外国の請負業者が当該取引から得る収入は、外国契約者税の対象となります。外国の請負業者がベトナムで直接税務申告を行う条件を満たしていない場合、購入したベトナム企業は外国の請負業者に代わって税金を源泉徴収、申告、納付する義務を負います。

VAT：ソフトウェア著作権はVATの対象ではありません。ソフトウェアを含む機器の譲渡には2%のVATが課されます。

法人税：契約においてソフトウェア著作権とソフトウェアを含む機器の価値が別々に記載されている場合、課税所得に対する法人税率は、機器に対して1%、ソフトウェア著作権の価値に対して10%です。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/vn@nacglobal.net>

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。